

習志野市教育委員会会議録
(令和4年第12回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|-----------|
| 1 | 期 日 | 令和4年12月21日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後3時05分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 菅 原 優 |
| | | 生涯学習部長 | 片 岡 利 江 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部次長 | 蓮 一 臣 |
| | | 生涯学習部次長 | 上 原 香 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 学校教育課長 | 合 田 聖 |
| | | 指導課長 | 本 間 美 奈 子 |
| | | 総合教育センター所長 | 安 村 和 晃 |
| | | 社会教育課長 | 越 川 智 子 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 青少年センター所長 | 渡 邊 邦 彦 |
| | | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 |
| | | 学校教育部主幹 | 小 出 広 恵 |
| | | 学校教育部主幹 | 西 郡 隆 司 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 佐久間 心 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 |
| | | 生涯学習部主幹 | 宮 崎 宗 長 |
| | | 生涯学習部主幹 | 長谷川 信 二 |
| | | 生涯学習部主幹 | 勇 依 子 |
| | | 学校教育課主任管理主事 | 河 村 幸 枝 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 「令和4年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」について
- (2) 令和5年度園児募集経過報告(12月16日現在入園許可数)について
- (3) 令和4年度通学路合同点検結果について
- (4) 児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について
- (5) 令和4年度2学期いじめアンケート集計結果と考察について

第3 議決事項

- 議案第43号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
議案第44号 令和5年度教育費当初予算案について
議案第45号 習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第12回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第44号を非公開とし、非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和4年第11回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 「令和4年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」について

(教育総務課)

小出学校教育部主幹

報告事項(1)「令和4年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」について、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。本推計は、習志野市立小・中学校の児童・生徒数を推計し、教育行政需要等に対応する諸計画の策定に資することを目的とし、作成するものである。推計するのは、小学校は向こう6年後まで、中学校は向こう10年後までの児童・生徒数及び学級数を学校別に推計している。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。はじめに、児童生徒数の推計方法については、年齢計算基準日を今年の4月1日、住民基本台帳の抽出日を4月末日とする学区別人口をもとに、それぞれの年齢別人口を年度移行させる方法で行っている。就学率については、小学校は原則100%、一部、地域の状況に応じた数値とし、中学校は過去3年間の平均値を採用している。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。次に、学級数の推計についてである。学級数を推計するもととなる、1学級当たりの児童生徒数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、通称、義務標準法により定められている。法の一部改正を経て、①全県一律に国の基準を下回る学級編成基準の設定が可能となり、千葉県でも学級編制の弾力化が実施されている。②1学級の児童数が40人から35人となり、段階的に引き下げることとなっている。これらのことから、令和5年度の推計においては、小学校は、1年生から4年生までは1学級35人、5・6年生は38人、中学校は1年生が35人、2・3年生は38人となっている。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。特別支援学級については、知的障がい特別支援学級、情緒障がい特別支援学級ともに1クラス8人を上限に編制している。特別支援学級は、入級や指導の終了によって、児童生徒数の増減が一定ではないため、長期的な推計が難しい実情がある。そこで、現年度の数を基本として、直近の3年間を推計し、以後は同数で推移させている。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。続いて、令和4年度版推計の結果について、「1 市全体の児童・生徒数推計値について」、「2 谷津小学校の推計値について」、「3 第一中学校の推計値について」、「4 谷津南小学校のバス通学について」、「5 小規模校の推計値について」の5点に絞って説明する。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。グラフは、小学校の推計値である。現在のところピークは、児童数は令和5年度で9,169人、学級数は令和7年度で350学級となっている。令和8年度以降は、やや早いペースで減少していく。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。中学校については、現在のところピークは、令和10年度で生徒数が4,269人、151学級となっている。令和11年度以降は、小学校同様にやや早いペースで減少し、令和13年度には令和元年度以来の4,000人を下回る推計となる。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。グラフは、谷津小学校の推計値である。現在のところピークは、令和8年度で児童数が1,355人、学級数は通常学級が42学級、特別支援学級が5学級で合計47学級となっている。令和9年度には、平成24年度以来続いていた児童数増加が一旦減少し、令和10年度には増加している。明確に減少傾向に転じるのか、増加傾向に戻るのか、またその速度等については、令和10年度以降の状況を見ていく必要がある。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。続いて、第一中学校についてである。学区内の谷津小学校、向山小学校、谷津南小学校の児童数増加の影響で、今後も生徒数が徐々に増加していく。令和10年度以降は1,000人規模となる。なお、中学校の推計では、国標準の40人学級での学級数も掲載した。配置される増置教員の数は、この標準学級数をもとにして、細かく決められている。中学校においては、教科により必要な教員数が異なるため、数年間の見通しを持ち、教員数を確保する必要があるためである。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。第一中学校の推計に戻る。第一中学校の生徒数のピークは、現在のところ令和14年度で、生徒数1,109人、通常学級31学級、特別支援学級4学級と推計している。生徒数は、令和10年度以降は1,000人を超えて、学級数は令和12年度以降、35学級の状態でほぼ横ばいとなっている。なお、第一中学校区においては、「JR津田沼駅南口市街地再開発事業」が予定されている。この再開発事業地の学区は、小学校が谷津小学校、中学校が第一中学校になる。集合住宅の建設については、不動産開発会社との協議の過程において、計画している旨を伺っている。しかしながら、谷津小学校の児童推計から考えると、

教室数が不足することが懸念され、谷津小学校での受け入れは大変困難であることが想定される。第一中学校については、現在、長寿命化改修工事と一時校舎の建設に取り組んでおり、最大41学級までは受け入れ可能となっている。集合住宅の詳細が示された段階で、児童・生徒数の推計を行っていく。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。次に、谷津南小学校のバス通学についてである。全校の児童数は、年々増加し、令和7年度、8年度が約990人でピークとなり、その後徐々に減少する。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。バス通学の利用者推計は、バス通学の対象となっているブランドシティ、レジデンステラス、レジデンス津田沼からの就学率を使用して推計している。就学率は直近3年間の平均値とし、今回は88.8%となっている。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。この就学率88.8%をバス通学の対象となっているブランドシティ、レジデンステラス、レジデンス津田沼に在住している0歳から5歳児の人口に乗じて、令和5年度以降の新生児でバス通学をする児童数を推計している。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。このように推計した結果、バス通学の児童数も谷津南小学校の児童数のピークと同じく、令和7年度、8年度となり、人数は約590人となっている。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。小規模校の推計値については、袖ヶ浦地区の小学校2校を説明する。グラフ上の赤いラインは、全学級の最小数が際立つように示している。袖ヶ浦西小学校については、今年度の児童数は193人である。今後も200人を割り、令和8年度以降は160人前後で横ばいとなる推計である。しかしながら、UR袖ヶ浦団地の一部建て替えを含む団地再生事業が進められており、第I期の計画では284戸の集合住宅が建設され、令和8年度秋以降に順次建て替え後の入居を開始する予定であると同っている。現在はここまでの情報となっており、今後の動向に注視していく必要があると考えている。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。袖ヶ浦東小学校については、現在の267人から緩やかに減少し、令和7年度から、230人から210人程度の間で推移する見込みである。袖ヶ浦東小学校区での再開発は現在のところ予定はないため、今年度から適用されている小規模特認校制の積極的な活用が重要となる。

最後に、今後の見通しのために鷺沼地区土地区画整理事業について説明させていただく。業務代行予定者の選定、商業事業予定者の選定を終え、今年度末の市街化区域編入、令和5年度の土地区画整理組合の設立を目指しているということが、現在お伝えできる内容である、と概要を説明

古本委員

谷津南小学校のバス通学の現状と、今後の令和7年度や8年度のように増えていった場合の対策をどのように考えているのか教えていただきたい、と質問

西郡学校教育部主幹

谷津南小学校は、本年9月5日時点で414名の児童がバス通学をしており、通学にあたっては既存の路線バスを活用させていただいている。今後見込まれる児童数の増加については、バス会社と協議の上対応していきたいと思っている、と回答

古本委員

児童の安全はもちろんだが、児童だけでバスが混み過ぎることがないように、地域住民への配慮も考えながらよく相談してやっていただきたい、と要望

西郡学校教育部主幹

承知した。1点付け加えて説明させていただきたいのだが、朝については、今年度から奏の杜3丁目の歯科医院の駐車場をお借りすることができ、6時半から8時半までの2時間、児童を並ばせてバス通学の対応をしている。また、安全指導員についても、これまでどおりバスに同乗して児童の安全に努めていく、と回答

小熊教育長

今後の谷津・奏の杜地区の児童生徒数増加への対応は、なかなか難しい部分があるという説明であったが、第一中学校についてはどのように考えているのか、もう少し詳しく説明をいただきたい、と発言

小出学校教育部主幹

第一中学校については、推計上では特別支援学級も含めて35学級が最大値となっている。一時校舎での対応も可能で、生徒数は、就学率にもよるが、1,100人前後でピークを迎えるという推計である。第一中学校は、現在41学級まで対応できるように工事を進めている状況であることから、開発によって生徒数が増加しても対応可能であると見込んでいる、と回答

小熊教育長

小学校は、様々な形で通学区の対応をお願いしているところだが、中学校はどのような対応となるのだろうかという不安の声も上がっている。教育委員会としては明確に、第一中学校は中学校区のコミュニティーをしっかりと維持していく方針であると、委員の皆さんに理解していただくことで差し支えないか、と質問

小出学校教育部主幹

その方向性ではあるが、JR津田沼駅南口市街地再開発事業についての詳細が今後発表となってから、それを踏まえて再度推計し、見通しも持ちながら対応していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

新しい地区の開発については、まだ何もわからないため、我々が何か言えるところではないが、やはりそれが地域の不安の声に繋がっていると思う。学校教育部としてその点をどのように捉えているのか、現状での考え方を教えていただきたい、と質問

小出学校教育部主幹

現在、工事の過程で対応可能となるように準備を進めているところである、と回答

小熊教育長

基本的に、私は中学校区のコミュニティーはしっかりと維持する方向で取り組んでいきたいと思っている。教育委員会としてこのような姿勢で取り組んでいかなければ、児童生徒に大きな負担を掛けることになってしまうため、中学校区をしっかりと維持し、中学校の活動を活力のあるものにしていくことが大事であると考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和5年度園児募集経過報告(12月16日現在入園許可数)について

佐久間学校教育部主幹

報告事項(2)「令和5年度園児募集経過報告(12月16日現在入園許可数)について」、説明する。この度、令和5年度市立幼稚園の園児募集を実施し、令和5年4月の入園予定者に対し令和4年12月16日に入園許可書を交付したことを踏まえ、令和5年度の見込み園児数及び学級数を報告するものである。

資料1ページ目の上段を御覧いただきたい。幼稚園5歳児、4歳児の男女別見込み園児数と学級数を記載している。また、資料1ページ目の下段には、参考として、こども園短時間児の園児数等について記載している。令和4年5月1日の園児数と比較すると、幼稚園の4歳児、5歳児全体では44名減、学級数は谷津幼稚園5歳児が1学級増の2学級となる予定である。

資料1ページ目の上段の大久保東幼稚園については、令和5年度入園予定の4歳児が0名となっている。この経緯は、募集時に入園願が5世帯5名から提出されており、うち2世帯2名においては、私立幼稚園にも入園の申し込みをしていたことから、結果、私立幼稚園への入園を希望したものである。残る3世帯3名については、各家庭において、同世代の多くの園児が在園する施設での教育を希望され、大久保こども園へ応募変更をされたものである。今後については、引き続き、当園の園児募集を行っていくが、園の状況を丁寧に説明し状況を御理解いただいた上で、入園希望者がいた場合は受け入れていく方針である。また、令和6年度の園児募集についても、先に周知したとおりに実施予定としている。

なお、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画」において、大久保東幼稚園は、令和7年4月より大久保こども園への統合が決定しており、この他、向山幼稚園は令和6年度、藤崎幼稚園は令和7年度に、それぞれ新設こども園への移行を計画しているところである。また、この「第3期計画」では、集団教育の観点から、園児数が4歳児、5歳児共に10名以下となった場合、こども園への統合を検討すると位置付けられていることから、今回、4歳児、5歳児共に10名以下が見込まれている津田沼幼稚園については、こども園との統合の検討の対象予定園となる。いずれにしても、幼稚園児の減少は、少子化に加え、保育需要の高まりによる幼稚園希望者の減少、幼児教育保育の無償化に伴う3歳児からの入園を希望する保護者の増加など、社会情勢の変化が要因と考えているところであるが、幼稚園としても、地域の未就園児家庭へ親子で遊べる場の提供や在園児との関わりなどを通して、幼稚園を知っていただく機会を増やし、園のPRに努めたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

希望者数が少なくなっていることは、非常に残念なことだと思っている。説明があったとおり、社会情勢の変化を受けての結果であることは理解できるが、伝統ある幼児教育を今後どのように生かしていくのか、補足して説明していただきたい、と発言

新井学校教育部主幹

幼児教育については、公立の場合は、7つのこども園が学校としての役割と児童福祉施設としての役割を兼ね備えた、単独のこども園を整備する。これまで公立幼稚園で大切に培ってきた、習志野市の幼児教育をしっかりと継承しながら、さらにより良い幼児教育、就学前教育を整え、どのような状況の子どもも、安心して小学校へ送り出せる体制をとっていきたいと思っている。

また、本市では就学前統一のプログラムを構築している。幼稚園・こども園・保育所において、私立の場合も含めて、それを普及しながら、どの子どもも一年生として送り出せる体制をしっかりと整えていきたいと考えている、と回答

古本委員

人数が少なくなってきた幼稚園については、こども園に移行していくという説明であったが、場所によってはこども園がないところもある。その点については、今後どのように考えているのか、と質問

佐久間学校教育部主幹

現状、第一中学校区と第五中学校区については、こども園が整備されていない状況であるが、第一中学校区の向山幼稚園を令和6年度に、また、第五中学校区の藤崎幼稚園を令和7年度にこども園へ移行していく計画を進めているところである。園区が設定されている中で、こども園が存在しない園区については、弾力的に他の地域のこども園を選ぶことができるという体制をとっている、と回答

古本委員

どうしても通園の問題が出てくるため、その点をどのように対応していくのかを視野に入れながら考えていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 令和4年度通学路合同点検結果について

(学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(3)「令和4年度通学路合同点検結果について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。今年度の通学路安全対策協議会の合同点検にて、交通安全について各学校から要望があった51箇所の点検を行った。また、同時に防犯安全について48箇所の点検を行った。なお、この48箇所中、16箇所は交通安全での点検箇所と重複している箇所となっている。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。51箇所のうち、対策内容を既に決定し、対策を完了もしくは今年度中に完了予定となっているのは、45箇所となっている。このうち、ハード面での対応箇所は41箇所、ソフト面での対応箇所は4箇所である。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。ハード面での対策の代表的なものを御紹介する。1つ目は外側線の補修である。左の写真のように薄くなってしまった外側線の引き直しを行い、視認性を高め、安全を確保している。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。ストップマークの補修についてである。ストップマークを補修したり、新たに設置したりすることで、歩行者への注意喚起を視覚的に行うものである。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。主に車両の運転手への注意喚起に用いられる電柱幕の設置についてである。この電柱幕は、電柱さえあれば設置可能となるため、スピードが出やすい道には「スピード落とせ」、通学児童が多い道には「通学路注意」など、場所に合わせた電柱幕を設置し、注意喚起を促している。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。ハード面での対策例の最後は、路面標示である。これは、交差点の前に「交差点注意」という路面標示を設置したものである。他にも「通学路注意」や「スピード落とせ」などの路面標示を安全対策として設置している。今、例に挙げた対策については、要望があった際に比較的早期に対応可能なハード面の対策である。なお、各学校の要望箇所とその対策については、資料3ページ目以降に記載している。資料中の「回答」の欄に、街

路整備課からの対策を記載しており、現時点で完了していないものについては、既に工事の発注等を行っており、今年度中に対策が完了する予定となっている。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。次に、ハード面での対策が困難なため、ソフト面での対応となる箇所についてである。既に実施が可能な対策が取られており、これ以上ハード面での対策のしようがない場合や、私有地のため、対策が不可能な場合がある。このような箇所については、要望をあげていただいてもソフト面で対応することしかできない可能性が高くなる。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。今年度の点検箇所御説明すると、これら2つの十字路については、歩道の滞留スペースと車道の間既に車止めのポールやガードレールが設置されており、これ以上の対策が難しい箇所である。このような箇所については、信号待ちの場所や横断の仕方について児童生徒への安全指導をお願いすることになる。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。これも同様に、既にガードレールが設置されている。ショートカットして渡ろうとする児童生徒がいる、という説明が学校からあったが、遠くなくても横断歩道を渡る、という指導を引き続きしたり、登下校指導の際に、重点箇所として見守りを実施していただいたりするという対応になる。また、よく学校から要望があがってくる内容で、ガードレールを設置してほしい、信号を歩車分離してほしいというものがある。しかし、ガードレールについては、設置することにより、歩道の幅がさらに狭くなり、歩行者同士のすれ違いに支障をきたしてしまうため設置できる箇所は限られてしまう。信号については、交通量や他の交差点との信号のタイミング、全体のスムーズな流れを考慮して決定されているため、要望があっても対応が難しいものであると、警察から言われている。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。店舗の駐車場出入口である。このような私有地では、所有者に協力をお願いするしかなく、基本的には、児童生徒への注意喚起と安全指導での対応となる。また、歩道を広げてほしいという要望についても、用地が必要となるため、実現は非常に困難であると言える。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。次に、現在対策を検討している残りの6箇所について御説明する。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。警察で対応を検討中の2箇所である。左の交差点は、信号の歩車分離式への変更の要望であったが、先程御説明したとおり、その変更はできないとのことであった。現在、信号サイクルの見直しを検討していると回答を得ている。右の交差点は、ミラーの設置や一時停止をしない車両への対応という要望であったが、ミラーは死角が生じてしまうことがあり、設置することにより、映っていないことに安心してしまい、死角への注意が損なわれることで、かえって危険になる場合があるとのことであった。現在、警察で取り締まりの強化を含め、検討中である。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。県による検討箇所である。この道路は県道であり、市の管轄外となっている。市から県に要望は既にしており、ポールが設置されているが、さらなる対応について、検討していただいているところである。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。市の街路整備課による検討箇所である。こちらもミラーの設置要望があった箇所であるが、先程のケースと同様、ミラーの設置は難しい箇所となっており、現在、歩道部分への注意喚起対策を検討中である。場所によって、住民や管理組合、自治会等との調整が必要となり、その際は対応までに時間がかかる場合がある。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。最後に、教育委員会による検討箇所である。こちらは、踏切の見守りについて、学校及び保護者や地域の方と連携し、見守りの人員を確保できないか検討しているものである。また、学校の通学路の追加、変更や通用門からの登校については、安全を十分に確保できるか、現地の調査を丁寧に行った上で対策を検討することになる。現在検討中の6箇所についても、速やかに対策を講じられるように、引き続き関係各機関と連携を進めていく。なお、今年度の合同点検と対策については、3月に市のホームページに掲載する。

また、今年度、児童生徒が関係する自転車事故が多くなっている。自転車事故は、児童生徒も被害者としてはもちろんのこと、命に関わる事故の加害者にもなり得るものである。教育委員会としても、危険箇所への対策に加えて、警察と連携した取り組みの実施を検討している。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。次に防犯安全面についての点検箇所である。今年度は、48箇所を点検した。この48箇所には、先程の交通安全での点検箇所と16箇所が重複している。

スライド資料9ページ目下段を御覧いただきたい。点検箇所への対策については、防犯安全課において、職員によるパトロールの継続的な実施及び防犯灯の効果的な設置や移設により、歩道の明るさを確保する対策を行っていく。

スライド資料10ページ目上段を御覧いただきたい。写真のように、防犯灯や公園灯に樹木の枝葉がかかっていたり、信号や道路標識等が視認しづらくなっていたりする箇所については、公園緑地課によって樹木の剪定を適宜実施していくこととなる。

スライド資料10ページ目下段を御覧いただきたい。写真は、現在所有者もしくはその関係者を調査している空き家である。このような空き家や私有地の樹木の剪定についても、関係各所と連携し改善を図っていく。

スライド資料11ページ目上段を御覧いただきたい。最後に、青少年センターが実施する取り組みである。合同点検で要望があがった箇所については、パトロールの重点箇所を設定し、定期的な巡回を実施する。また、不審者等を含めた犯罪抑止力をさらに高めるために、「子ども110番の家」の拡充を図るとともに、児童生徒がその設置場所を把握できるような取り組みを進めていきたいと考えている。今後、その取り組みの好事例を集め、各学校に情報提供をしていく。児童生徒の安全・安心を守るため、今後も関係各所と連携し安全対策に取り組んでいく、と概要を説明

高橋委員

自転車事故が起こっているとの説明があったが、中学生ぐらいであればそれほど多くはないかもしれないが、それでも全国的にみると、高齢者をはねて賠償事件になったような事例もあると思う。1点目として、自転車事故は習志野市でどのくらい起こっているのか、そして、それに対応して自転車の乗り方について児童生徒にどのように指導しているのかについて伺いたい。

また、2点目として、事故や事件が起こらないように学校で様々な対策をしていくことが基本だが、それでも実際に起こってしまった際には、事後にその対策をとることは仕方ないことであると思う。ただ、自転車事故もそうだが、大事件ではないにしてもヒヤリハット体験のように、どのようなことが起こっているのかに関してもう少し客観的なデータがほしい。例えば、防犯面でも、不審者情報は出ているが、不審者情報があるだけで実際に危ないことはなかったのかということ、やはり気になる。対策の背景になるような、事例やデータはないのか伺いたい、質問

合田学校教育課長

御指摘のとおり、自転車の事故は本年度も市内で起こっている。自転車同士の接触はあるが、児童生徒が自転車に乗っている際に大きな加害になる事故に関しては、今のところ起こっていない。ただ、信号待ちをしている小学生のところに自転車が通って、その際ランドセルに引っかかってしまい、お互いが転倒してしまった事故はあった。自転車の乗り方について危険な面があるということについて、警察にも取り締まりの要望等について検討しているところである。また、自転車保険等の周知や交通安全指導について、教育委員会から各学校に指導等含め周知をし、各学校で対応しているところである。

2点目についてだが、予防面という点でのヒヤリハット事例や不審者情報等については、その示し方についてインパクトのあるような工夫をしていかなければいけないと感じた。現在は、事故が起きた際にはその報告を受けているところではあるが、その報告をまとめたものを、各学校にフ

ードバックした上で、具体的な事例を伝え、今後二度と起こさないようにとの周知は行っている。また、不審者情報に関しては、今後研究を進めていかなければならないと考えている。なお、自転車事故の件数については、現在確認中のため、後程答弁させていただきたい、と回答

高橋委員

1点目について、安全を実現する上では、児童生徒の自転車の乗り方についての指導と保険という手段があると思うが、保険については恐らく千葉県は義務になっていたと記憶している。そういった意味で、対策できることで最も大事なことは、子どもが安全に自転車に乗れるようになることであると思う。子どもは安全を学んでいくものだが、放っておくと自転車も危険な乗り方をしてしまうことがある。これを学校で指導することで、交通社会の安全を引っ張っていくような人に育っていくと思う。ぜひ、学校では安全教育、特に自転車の課題に関してはしっかりと考えていただきたい。

2点目については、これは要望だが、点検結果の報告において、事故の事例や件数を示していただけると我々も非常に考えやすくなる。今の報告だと、学校の要望でこうしたというような内容であるが、その背景に、例えば自転車事故がどのくらいあるのか、どういったところで多いのか等、対策を立てる上でやはり大事であると思うため、次回から考えていただけたらと思う、と要望

合田学校教育課長

加害者にならないよう、こちらでも指導周知を徹底していきたい。この1年間の事故報告の中では、やはり被害者になることが非常に多く、児童生徒の自転車の乗り方というよりはむしろ、大人の自転車の乗り方が問題で被害を受けることが多い。子ども達が横断歩道を渡っている際の事故も非常に多くなっている。そういったところで、被害者にならないこと、そして加害者にもならないことという両面で、今後指導していきたいと思っている。

また、実際の事故の件数等について、今後、実績面を示していけるよう考えていきたい、と回答

本間指導課長

補足として説明させていただきたい。自転車の乗り方については、小学校1年生が入学したばかりの時に歩道を歩く練習をし、中学年については、友達の自転車を借りながら、学校で実際に通路を作って、乗り方教室を実施している。コロナ禍で、人の自転車を借りることがなかなか難しい状況ではあるが、このような形で交通安全教室を行ってきたところである。また、様々な事故を踏まえ、長期休業前に、夏休みや冬休みの過ごし方と安全についての文書を発出しているが、交通安全、特に自転車の乗り方に気を付けるよう呼びかけるA4サイズ1枚のリーフレットを加え、各学校を通してそれぞれの家庭に届けられるよう動いているところである、と発言

古本委員

実際に通学及び帰宅中の交通事故は年間どれくらいあるのか、と質問

合田学校教育課長

具体的な数字がないため後程、答弁させていただきたい、と回答

赤澤委員

今回の結果が、交通安全で51箇所、防犯で48箇所という説明であったが、点検したところで事故や犯罪が起きたのか、それとも、点検したところは事故や犯罪が全くなく、それ以外のところではあったのか等、実績や事実と照らした資料があるといいと思うので、今後お願いしたい、と要望

合田学校教育課長

学校ごとによくあるというようなケースもあれば、そういったことが懸念されるというようなケースもあるため、御指摘いただいた点について、今後、そのような形でまとめていくよう検討していきたい、と回答

馬場委員

この点検をするにあたっては、通学をしている子ども達の保護者や児童生徒自身からの意見は吸い上げていただいているとは思いますが、例えば、学校の中でこういったところが危険だと思う、というようなアンケートは、保護者や児童生徒に対してとっているのか、と質問

合田学校教育課長

危険な箇所等について、市内全校統一でのアンケートはとっていないが、学校によってはPTAが集まる会議やまちづくり会議等で危険な箇所について御意見をいただくなど、何らかの形で意見を吸い上げた上で、この通学路安全対策協議会では、主にPTAの方に一緒に歩いて回っていただいているところである。今後も、できるだけ多くの方に御意見等も伺いながら進めていけるよう努めていきたい、と回答

馬場委員

私も子どもが通っていた小学校の地域の委員をやっていたことがあり、その地域や学校によっても異なると思うが、定期的にパトロールを行って危険箇所を洗い出していた。実際に通っている子ども達の意見やその子ども達の意見を聞いた保護者の意見はとても重要だと思うので、例えば、年に1回アンケート形式で、危険だと思う箇所を吸い上げる等の対応を御検討いただきたい、と要望

高橋委員

事故というのは非常に頻度が少なく、ハインリッヒの法則から言うと、重大な事故1件の背景には軽微な事故が30件あり、その背景にはヒヤリハット体験が300件ぐらいあることになる。結局、重大な事故だけ減らそうと思ったところで、それは難しいため、ヒヤリハット体験のようなものを潰していかなければいけないと思う。そういった意味で、教師がここは危険ではないかと感じるところももちろん大事だが、子どもが、「ちょっとどきとした」とか、「危なかった」と思ったことや保護者の意見を集めて前もって対策しなければ、それこそ先程申し上げたような重大事故が起こってからの対策になると思う、と発言

合田学校教育課長

各学校でも、通学路の安全マップを使い、地図上でどこが危険なのかを考える学級活動を行う等、具体的に、子ども達が自分の通学路について考える場面をなるべく多く作るような形で指導しているところであるが、御指摘のアンケートも含めて、子ども達の声も拾えるよう進めていきたい、と回答

渡邊青少年センター所長

先程御質問のあった市内の交通事故の件数について、習志野警察交通課長の話では、市内で小学校については2件あり、2件とも自転車の事故である。中学生については4件あり、その内3件が自転車の乗車中の事故となっている。小学生は昨年度比プラス1件、中学生はプラス4件ある、と回答

小熊教育長

本件は、安全に関する問題で非常に大切な部分だと思う。委員からの御指摘のとおり、状況の把握をしっかりとしていかなければならないということが、今回いただいた御意見で大事なポイントだと思っている。その辺も含めて、次に向けてしっかりと準備をしていきたい、と発言

合田学校教育課長

古本委員から御質問のあった自転車事故の件数についてであるが、小学校が7件、中学校が4件、高校が2件という報告が上がってきている。中学校は、基本的に学校の教育活動外で、小学校は、加害側になってしまった事故が1件、被害側になってしまった事故が6件で把握しているところである、と回答

小熊教育長

今の回答と先程の青少年センター所長が報告した数との違いは、警察が把握しているか否かという違いなのか。教育委員会として把握している数がきちんとあるのだから、今後、状況の確認という意味で準備をしっかりとしていきたいと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について (学校教育課・指導課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 令和4年度2学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

本間指導課長

報告事項(5)「令和4年度2学期いじめアンケート集計結果と考察について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。いじめの態様についてである。全体の認知件数は929件で、1学期より240件減少している。いじめの態様をみると、小中学校ともに、「からかい等」が一番多い結果となっている。ほぼ全ての項目において、1学期よりも認知件数は減っているが、中学生では「暴力」、「無理強い」、「スマートフォン・メール」が増えている。特に「スマートフォン・メール」などは情報モラル教育の継続や保護者へのさらなる啓発の必要があると考えている。その他の内容としては「変な態度をとられる」、「無視をされる」、「わざとぶつかってくる」、「しつこくされる」等があげられている。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。こちらは小学校の結果である。昨年度の同時期の2学期と比較している。いじめが認知された児童の中では596件、全体の66%が相談をしている。昨年度の同じ時期と比較すると、認知件数は109件増えているが、相談する児童の割合は3%ほど減少している。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。中学生ではいじめが認知された生徒の78%が相談をしている。昨年度の同時期の57%と比較すると、相談した生徒の割合は大きく増えている。中学2年生に関しては、認知のあった生徒は全員相談をしている。いじめアンケートを行った後、小学校、中学校ともに全児童生徒と個別の教育相談を行う時間を確保し、相談を行っている。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。いじめが認知された児童生徒が、相談していない理由としては、小中学生共に、「誰に相談するかわからない」という理由が多く、小学生ではそ

の70%が低学年の児童である。中学生では、全てが1年生であった。この結果から、学校生活期間が短く、相談できる教職員、スクールカウンセラー等を知らないことが考えられる。低学年や中学1年生に対しては、休み時間や給食時間等にスクールカウンセラーや教育相談員が学級を訪問するなど、その存在を周知することが必要だと考えられる。さらに、3学期の個別の教育相談の中で、教育委員会が作成した相談窓口のリーフレットを配付していく。また、今年度から導入された匿名メール相談WEBアプリでは一定数のいじめやその他の相談がある。その中には、人間関係のトラブルに発展する可能性のあるメールもあった。相談窓口を広げるためにも、匿名メール相談WEBアプリの活用を継続していく。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。いじめの解消状況について、2学期に認知されたいじめの解消状況としては、アンケート実施時点で小学校では約72%、中学校では約69%が解消または大体解消している。一方で、アンケート実施時に「続いている」と回答した児童生徒もいる。学校では、いじめアンケート実施時にいじめが続いていると回答した児童生徒に関しては、本人や加害者からの聞き取りを行い、解決に向けての指導を行っている。また、指導を行った後も定期的な教育相談を行い、本人の気持ちに寄り添い見守りを行っている。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。「結果から見た課題と今後の方向性」の色付けをした欄は、1学期に課題としてあげていた事項である。1点目は、「相談していない」、「相談する相手がわからない」と答えた児童生徒が依然として存在することについてである。1学期の結果を受けて、匿名メール相談WEBアプリの活用と脱いじめ傍観者教育の実施をしている。現状としては、匿名メール相談WEBアプリで、いじめに対する相談の中に、アンケートには書けないが匿名だから相談できたという例があった。脱いじめ傍観者教育は、各校で配付された教材をもとに道徳、学級活動、集会等の時間に実施をした。課題としては、匿名メール相談WEBアプリや各種相談窓口への相談件数は、記名式アンケートには反映されていない点が挙げられる。また、脱いじめ傍観者教育を行っているが、年間実施回数は少ないことがあげられる。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。2点目は、いじめの態様については「からかい等」がどの学年でも多いことについてである。それに対する取り組みは、「いじめは誰にでも起き、絶対に見過ごしてはいけない行為」であることの啓発を行うこと、児童会や生徒会を中心とした、いじめ防止の取り組みを行うことである。現状としては、いじめの態様はからかい等が多いことは変わらないが、認知件数は減少している。年間予定にいじめ防止を位置付け、児童会・生徒会活動を行っている学校もある。課題としては、加害が疑われる児童生徒の背景にある気持ちを見出し、からかいや暴力行為を行うのではなく、上手に相手に伝える方法等の指導が必要であることと、重点期間のみのいじめ防止の取り組みとなる傾向があることである。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。「いじめゼロ」に向けて、教職員の「気付き」を高め、組織で解決にあたる体制づくりを推進するのは管理職である。そのためには、喫緊の事例を知り、自分ごととして捉え、より良い方策を考えていくことが重要となる。教育委員会では、いじめ問題に対する啓発、危機管理能力を高める情報発信を管理職に対して行っているところである。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。以上をふまえ、今後、教育委員会が取り組むことは次の3点である。1点目は、匿名メール相談WEBアプリの活用を継続していくことである。1月にアプリも含めた相談窓口全般のリーフレットを各学校に配付し活用を図る。2点目は、からかい等が多いことから、複数職員による組織的な初期対応を徹底していくことである。「小さなサインに大きな問題」と言われ、いじめの大小に関わらず、最悪を想定した上で、集約担当による状況把握、校内での確実な情報共有ができるよう、毎月の生徒指導主任会議、1月の校長会議、2月、3月の生徒指導訪問等で周知を図っていく。3点目は、児童生徒が主体となって行ういじめ防止活動の取組を調査、集約し、実践例をまとめ2月に各校に紹介し、啓発活動を推進することである。

スライド資料6ページ目を御覧いただきたい。今後、各学校が取り組むことは次の3点である。1

点目は、教育相談環境の周知を工夫することである。児童生徒がスクールカウンセラー、養護教諭、教育相談員と接する時間を設け、相談できる環境があることを繰り返し児童生徒に伝えていく。そのために、3学期の個別の教育相談の中で、相談窓口のリーフレットを各学校の児童生徒に配付し、相談環境を伝えていく。2点目は、「困った、助けて」と言える環境づくりである。普段の小さなトラブルにおける解決方法として、困った時や悩みがある時は、耐えるのではなく、「困った、助けて」と言える環境づくりに努める。そのために、児童生徒主体の啓発活動を継続する。3点目は、いじめ防止活動を次年度の年間計画、教育計画に位置付け、効果的かつ確実な実践を図る。

「いじめ撲滅」と銘打って取り組む内容は以上となるが、最後に学校で取り組むべき最重要事項について説明させていただきたく。児童生徒を取り巻く環境は、大きく変化している。便利な世の中になってきたことで、「待つ」ことが少なくなり、また、SNS等の普及により、短い言葉でのやりとりが頻繁に行われるようになってきている。学校で多くの時間を過ごすのは授業である。日々の授業を充実させることが重要であり、優先すべき事項である。児童生徒は、授業を通して、不快な感情をも含めた自分の感情を言語化することを学び、友達の考えを聞くことで、自分とは異なる価値に触れ、問題を解決していく道筋を知ることできる。授業をしっかりと行うことが、「差別や不公平を生まない」環境を作っていくと考え、大人がお膳立てしたものをなぞらせる授業ではなく、児童生徒が自分の言葉を持ち、問題解決に向けて知恵を出し合う授業づくりをより一層推進することで、「いじめを許さない心」を醸成していく、と概要を説明

高橋委員

習志野市はいじめに対して本当に努力しているし、成果が出ている部分もあると思う。ただ、相談したくてもできなかった、或いは誰に相談するかわからないという部分は、アプリが入ったことにより激減するかと思ったが実際はそうでもない。数字にこだわるわけではないが、なぜこのような結果になるのか論理的に考えてみると、誰に相談するかわからないと答えた子どもがアプリの使い方をまだ学んでいないのか、学んでいてもそれを忘れているのか、または、アプリは相談する対象にならないのか等は思いつくが、一体なぜ、こういった結果になるのか疑問である。その辺についての考えを教えていただきたい、と質問

本間指導課長

御指摘の部分はアンケートの取り方に大きく関わっていると考えている。まず、アプリを使っているのは小学校5年生以上の子ども達である。アプリは匿名であるということが大前提にあり、学校のアンケートだと名前を書かなくてはならず、これにより、子どもからすると、親が見たときに心配するので書けなかったためアプリで相談したというものがあつた。やはり記名式アンケートは、学校で指導するためにも、誰がどのようなことで困っているのか、きちんと把握するために記名してもらっているところではあるが、そこと異なる思いが子ども達の中にはあると考えている。もう一つは、相談したくてもできなかったという低学年の児童の回答の中には、「忘れてしまった」というものや「それほどのことではなかった」という回答、また、「そのことによって友達が怒られてしまうのが嫌だった」と友達を心配する声があつたことも確かである。こういった点で、アンケートの取り方について、アプリとどのように連動させていくのかは今後の大きな課題であると認識している、と回答

高橋委員

誰に相談するかわからないと答えた子どもが小学生の場合には、アプリの使い方をまだ学んでいないということだと思う。しかし、中学生の場合には、それはどういったことなのか疑問である。先程3つ可能性をあげたが、既にアプリについて知っているのであれば、学んだことを忘れてしまっているのか、それとも、アプリを相談する対象と考えていないということだと思うが、その辺につ

いて教えていただきたい、と質問

本間指導課長

中学校1年生についても、今年度からアプリの利用を始めたところである。使い方について、皆が一律同じに学んでいるとは思いますが、例えば、小学校5年生の児童の相談が多いが、年齢が上がるほど本当にアプリに相談していいのか、と考えるところもあるようである。どのような人が相談に答えてくれるのかわからなかったのも、本当にこのアプリを使ったメール相談でいいのかということを確認しながら、メールをしてくる子どももいたようである。こういったことから、まずはアプリの使い方についてもう一度周知する必要があると考えている。そして、誰と結びついていくのかというところで、生徒達によっては教科担任の先生も増えていき、環境にも慣れてきているが、様々な相談の窓口があることを学校で改めて周知を図っていく必要があると考えている、と回答

赤澤委員

聞いていて少し気になった点として、いじめの関係者として、いじめる子、いじめられる子、それを見ている子の3種類で、そこに視点が置かれており、この資料を見ると、全体的にいじめは誰にでも起きるという前提で書かれているように感じた。いじめている子に対しての、ケアや視点はどうなっているのか疑問を感じる。そもそも、いじめる子がいなければ何の問題も起きないと思う。国によっては、いじめている子の方が、何か問題を抱えている場合があるという観点でケアをしていると聞いたことがある。例えば、大きくなって、いじめた側は全く覚えていないけれども、いじめられた側は片時も忘れないくらい傷を負っているというケースも結構あると思う。いじめている側が無意識にいじめてしまっていることも考えられるが、いじめている側に対してはどういったスタンスで、どのように考えているのか教えていただきたい、と質問

本間指導課長

習志野市で調査したものではないが、友達に対して悪口を言った、または悪口を言われたという子どもの割合が、両方とも同じくらいであったという調査結果があった。やはり、子ども達が無意識に人を傷つけるようなことをしているということもあるかと思う。実際の事例の中でも、いじめてしまった子で、最初は担任の先生から注意をされた時に、本当に自分がやったことがそんなにいけなかったことなのだろうか、というような反応を示したということがあった。教室の中で、また、学校全体の中で、学級活動や道徳の時間に、相手がどのような気持ちになったのだろうか、自分がしたこととはどういう意味があったのだろうかを考える活動を通して、時間をかけてではあるが、やっと自分がしたことが相手に対してひどいことだったのだな、というように反省を示してきたというような事例も直近であった。

こういったことから、子ども達自身が自分のやっていることを客観視して、これがどういうことなのだろうか、という理解をさせていくような学習も非常に重要であると思っている。実際にそういった反省を示した子ども達に対しては、いじめられた側を別の場所に移すのではなく、いじめた側を一定期間、別の場所に移して指導したという事例も聞いている。学校としては、子ども達にとっては非常に辛いことだと思うが、自分のしたことを客観視し、それを言語化する。そして、何がいけなかったのかということをも改めて振り返る、そういったことを自分とは突き放して考える道徳の学習時等に勉強させていく必要があると考えている、と回答

赤澤委員

いじめの件数を減らしていくという取り組みにおいては、いじめる側の視点というのも効果的なのであると感じた、と発言

馬場委員

資料3ページ目の「いじめられた相手」の下部「考察」③で、「中学校では、「部活動等」が原因の2番目に挙げられている」とあり、続けて、「顧問一人の指導によるのではなく、組織的な学校体制で対処にあたる必要がある」と書かれているが、前々回の教育委員会会議の議題であった運動部活動の地域移行と少し関わると感じた。こういった事例が少なからずある中で、地域の指導員の方に全てを任せてしまうようになるとその辺が心配である。このいじめのアンケートから論点が少しずれてしまうかもしれないが、地域移行をするにあたってはその辺りも考えていかなければいけないと思うが、今の段階での考えを教えてください、と質問

本間指導課長

運動部活動の地域移行については先行事例があり、様々な面から成果が上がっているが、課題もあげられている。やはり、いじめだけに限らず、生徒指導や生徒達の間関係など、生徒達にとっては土曜日、日曜日の地域の指導と、月曜日から金曜日の指導とを切り離すわけにはいかないため、その辺りの地域と学校との連携について、今後どのようにしていくのかということも大きな課題であると認識している。先行事例に学びながら、習志野市にとってどのような方法がいいのか研究していきたい、と回答

馬場委員

よろしくお願ひしたい。そして、これは意見であるが、児童会や生徒会がいじめの防止の啓発活動をしているところがあるということだが、これはとてもいいことだと思う。今後、事例を広げていくということなので、小学校や中学校の全校に広がっていくよう期待したい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

議案第43号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

(教育総務課)

蓮学校教育部次長

議案第43号「令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、説明する。

本議案は、習志野市教育委員会顕彰規程第3条及び第6条の規定に基づき、表彰しようとするものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。令和4年度習志野市教育委員会顕彰候補者一覧である。今回、4団体を表彰状授与候補者とした。1番は、全日本小学生バンドフェスティバルにおいて、2番から4番については、全日本吹奏楽コンクール及び全日本マーチングコンテストにおいて優秀な成績を収めた団体として、候補者としたものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第45号 習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(指導課)

本間指導課長

議案第45号「習志野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

令和5年度の全市立小・中・高等学校への学校運営協議会設置に際し、習志野市学校運営協議会規則について2点改正する。

資料2ページ目、新旧対照表を御覧いただきたい。1点目は、第2条の設置についてである。「別に定める学校に協議会を置くものとする。」を、全校設置に向け、「協議会を置く。」と改正する。

2点目は、第3条の委員についてである。「協議会の委員は、15名以内とする。」を、「1学校につき10名以内とする。」と改正する。これは、千葉県が市町村に対して学校運営協議会制度を導入するにあたり示した説明資料を参考に、10名以内に改正するものである。また、学校運営協議会は学校評議員制度を移行する形で設置準備をしている。現在、各学校の評議員は5、6名おり、これに学校職員2、3名、地域学校協働活動推進委員1名で、合計10名以内が人数として適切であると考えている。なお、令和5年4月1日からの施行となる、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜議案第44号については非公開。

ただし、議案第44号については令和5年2月16日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第44号 令和5年度教育費当初予算案について

(教育総務課)

蓮学校教育部次長

議案第44号「令和5年度教育費当初予算案について」、説明する。

本議案は、前回の定例会における協議を経て、令和5年度当初予算案として市長へ申し入れを行うため、議案として提案するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。こちらは、前回の定例会にて協議していただいた令和5年度習志野市教育行政方針(案)に基づいて取り組む施策と、それに対応する予算事業名及びその予算額等を示した資料であり、以下、7ページ目まで記載している。

資料8ページ目を御覧いただきたい。令和5年度における教育費の市長への申し入れ要求額として、歳入は前年度比約6億5,000万円増の約19億3,000万円である。歳出は、前年度比約48億3,000万円増の約109億6,000万円である。歳入歳出ともに増加となっているが、その主な理由としては、小学校費及び中学校費において、大久保小学校と第二中学校の校舎改築にかかる経費などを計上したことによるものである。

資料9ページ目を御覧いただきたい。一般会計歳入款項目別対比である。その主なものを御説明する。

「13款 使用料及び手数料」は、前年度比約5,000万円減の、約1億3,000万円である。減少した理由は、「1項5目 教育使用料」で、習志野文化ホールが本年度末をもって休館することに伴い、ホール使用料が皆減となったことなどによるものである。

「14款 国庫支出金」は、前年度比約6億7,000万円増の、約8億4,000万円である。増加した主な理由としては、先ほど説明した大久保小学校など、学校施設の改築や長寿命化改修工事の実施に伴う国からの負担金や補助金を計上したことなどによるものである。

資料10ページ目を御覧いただきたい。一般会計歳出款項目別対比である。

「1項 教育総務費」は、前年度比約7,000万円増の、約4億5,000万円である。増加した主な理由は、「3目 総合教育センター費」で、校務支援システム運用開始に伴うシステム構築費及び運用委託料を計上した他、AI型デジタルドリルの導入経費を計上したことなどによるものである。

「2項 小学校費」は、前年度比約28億9,000万円増の、約44億4,000万円である。増加した主な理由は、「1目 学校管理費」で、昨今の燃料価格の高騰に伴う電気、ガス料金上昇への対応の他、「3目 学校建設費」で、大久保小学校校舎改築、長寿命化改修に伴う向山小学校、屋敷小学校の工事費及び藤崎小学校の設計費を計上したことなどによるものである。

「3項 中学校費」は、前年度比約17億5,000万円増の、約25億9,000万円である。増加した主な理由は、「3目 学校建設費」で、第二中学校校舎改築で、工事の進捗に合わせて増加した他、第一中学校長寿命化改修の工事費を計上したことなどによるものである。

「6項 社会教育費」は、前年度比約1億1,000万円増の、約10億5,000万円である。増加した主な理由は、「2目 文化振興費」で、習志野文化ホール休館に伴う維持管理費の減により約6,000万円減少する一方、「3目 公民館費」で、袖ヶ浦公民館屋上防水等改修工事に係る費用などを計上し、約7,000万円増加、「5目 青少年費」で、放課後子供教室の新規開設などにより、約6,000万円増加したことなどによるものである。

資料11ページ目を御覧いただきたい。年度別教育費歳出予算額の状況である。上段の表、「申入れ(要求)額の状況」欄を御覧いただきたい。令和5年度の申し入れ額としては、前年度比約31億3,000万円、40%増の約109億6,000万円である。下段の棒グラフは、平成30年度からの推移を表したものである。主な増減理由としては、各年度に予定している工事費により大きく変動するものである。

資料12ページ目を御覧いただきたい。令和5年度予算前年度対比である。(1)は令和4年度より300万円以上増加したもの、または皆増となった事業の一覧であり、資料13ページ目下段、(2)は、反対に300万円以上減少したもの、または皆減となった事業の一覧である。

資料14ページ目以降は、各事業の申入れ額、全体事業概要などをまとめた資料である。前回の定例会では、新規事業や拡充といった臨時的経費のみを記載していたが、今回は経常的経費も含め、全事業について記載した。なお、臨時的経費については、前回の定例会から大きな変更はない、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第12回定例会の閉会を宣言